

関西広域連合の事務拡充について（案）

平成 27 年 3 月 27 日
本 部 事 務 局

関西広域連合の事務拡充に向け、まずは以下の事務について、各構成団体から広域連合への持ち寄り等の可能性を具体的に検討する。

検討の結果、持ち寄るべきとされた事務については、次期広域計画（H29～）の改訂の中で、実施事務に位置付けていく。

【関西広域連合広域計画】（抜粋）

9 事務の順次拡充 (p25)

設立当初から処理している事務の拡充のほか、新たに処理する本格的な事務、国から権限移譲を受けることを想定している事務に関連する構成団体の事務を広域連合に移管して実施できるようにするとともに、都市と農村の交流などの地域活性化策、大学間連携などの高度人材育成・確保策、統計・情報分析、行政委員会事務の共同化、公設試験研究機関の連携の強化、国道及び河川の一体的な計画、整備及び管理など、基本方向や可能性を検討する。

6 資格試験・免許等 (p22)

(2) 処理する資格試験・免許等事務の拡充の検討

処理する資格試験・免許等事務の拡充を検討し、事務の一元化を図ることで、さらなる事務処理の効率化を目指す。

※ 持ち寄り等を検討する事務の選定に当たり、広域計画に記載している事務等のもとより、持ち寄り効果が期待できる事務・事業等を幅広く検討した。

【持ち寄り等の可能性を具体的に検討する事務（案）】

(1) 資格試験・免許等の事務

（毒物劇物取扱者試験、旧薬事法に係る登録販売者試験、クリーニング師免許・試験）

当該 3 つの資格試験・免許等の事務について、受験者の利便性への配慮や収支への考慮など課題もあるが、試験問題の作成負担軽減や経費削減効果など持ち寄るメリットがあるため、持ち寄り方法など具体的な検討を進める。

(2) 消費生活相談員研修

消費生活相談員研修については、府県実施（外部委託を含む）とともに、（独法）国民生活センターにおいて実施されているが、相談員の研修機会の拡大、事務の効率化に資するなど、研修の共同実施は一定の効果が認められることから、持ち寄る内容も含め具体的に検討を進める。

(3) 特定商取引法に係る事業者指導・処分等事務

特定商取引法に関する消費者被害は、一府県に止まらず、広域的な事案も多いことから、近隣府県と共同して、調査・指導・行政処分（業務停止命令）を行う例もあり、また、共同処理することにより専門性が高まる効果が期待できることから、持ち寄りの可能性も含め検討を進める。

(4) 動物取扱責任者研修

動物取扱責任者の受研をしやすくするため、いずれの府県で受研しても有効な本業務を持ち寄ることは受研者の利便性向上につながり一定の効果が認められるが、自治体によって受研料の有無に差異がありその取扱いの調整が必要など課題もあることから、持ち寄りの可能性も含め検討を進める。